

簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託事業者を以下のとおり募集するので公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

新富町長 小 嶋 崇 嗣



1 目的

本公告は、高齢者等の実態を踏まえ介護サービスの現状と需要を把握し、本町における課題の整理や今後目指すべきサービス基盤の方向性を検討した上で新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定を行うにあたり、その業務の受託者を簡易公募型プロポーザルにより選定するための必要な事項を定めたものである。

2 事業概要

(1) 業 務 名

新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

なお、仕様書で規定した委託する業務の内容は、新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではなく、実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

6,910,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

【内訳】 令和7年度 3,570,000円

令和8年度 3,340,000円

3 委託者選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限において以下の要件をすべて満たすものとする。

なお、プロポーザルの参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。
- (10) 当該業務委託に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること。

5 プロポーザルの参加条件

参加を希望する者は、「新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託簡易公募型プロポーザル資料作成要領」に掲げる書類を担当部署に提出しなければならない。

6 参加表明書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加表明書及び提案書を受理しない。

また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価項目

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会設置規程（令和7年6月1日）第1条に規定する新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会が評価する。

なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

（1）資格審査

本公告の「4 プロポーザル参加資格の要件」に記載するすべての要件に適しているかどうかを書類審査し、適している者には資格審査通過者として提案書の提出を要請する。

（2）評価方法

提案書及びプレゼンテーションにより、新富町の提示する仕様書等の要求水準に対して提案内容がすべて充足している事業者について、下記（3）の評価項目に沿って審査する。

審査は各委員が評価項目について採点を行い、最高得点獲得者を最優秀者、次点の者を優秀者とする。ただし、同点により最高得点獲得者が2者以上あった場合には、以下の優先順位に従って、最優秀者を決定する。

- ①最高点（同点を含む）を付けた審査委員数が多い者
- ②最高点（単独）を付けた審査委員数が多い者
- ③見積書の見積額が低い者
- ④くじ引き

（3）提案内容の評価項目

提案書の提出者の評価項目は、次のとおりとする。

項目	評価視点	配点
業務体制	専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるか。	10
	協議や打合せの機会は十分にとられているか。	
業務スケジュール	業務スケジュール及び業務手順・工程は、実現可能なもので、合理的かつ具体的に設定されているか。	5
政策動向の把握	介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革等、国や県の政策動向を把握しているか。	5
現状分析・課題整理	新富町の地域性や課題をどのように把握・整理していくか具体的に提案されており、事業計画の策定に寄与するものとなっているか。	15
	現行計画の進捗・主要な課題の整理、新たな課題の検証を行うための支援、また計画策定への活用方法が具体的に提案されているか。	
アンケート調査・分析	調査票作成は、現状分析や課題整理の結果を踏まえた上で新富町の意見を反映する、具体的で実現性のある提案になっているか。	20
	アンケート調査実施の支援内容が明確であり、計画策定に資する調査票作成への具体的な提案がなされているか。	
	アンケート調査の実施方法は、回収率向上に資する提案があるか。	

	アンケート調査結果と各種データを用いた効果的な分析方法が複数示され、調査と計画の連動性について提案されているか。	
計画の策定	新富町の地域特性や関連計画が把握された上で、調査・分析結果からの考察を踏まえ具体的かつ実現可能な計画素案を提案する手法が示されているか。	15
	計画策定委員会に対する支援方法は、仕様書に照らして適切な内容で具体的に提案されているか。	
	パブリックコメント実施に対する支援方法は、仕様書に照らして適切な内容で具体的に提案されているか。	
サービス見込量の的確な推計	地域包括ケア「見える化」システム等を効果的に活用し、国の制度改正や新富町の実情（認定率、受給率、給付状況等）を踏まえた的確なサービス見込量推計を行う手法及び第11期計画における介護保険料算出・設定の支援方法が具体的に示されているか。	10
優位性・独創性	特有のノウハウがあり、本業務の遂行に寄与するものとなっているか。	10
	独自提案が具体的に示されており、本業務に寄与するものとなっているか。	
価格	他の事業者と比較して見積額が安価であるか	10

8 契約の締結

- (1) 新富町は、審査の結果、最も評価が高いものを業務委託の最優秀者とし、その者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀者が選定後において参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合、又は新富町と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉できるものとする。
- (3) 新富町は、あらかじめ予定価格を設定し、優先交渉権者に見積書の提出を求め、開札の結果、予定価格を下回る場合において、契約締結交渉できるものとする。その際、1回目の開札で不落となった場合、再度、見積書の提出を求め開札を行うが、再度不落となった場合は失格とする。
- (4) 新富町は、優先交渉権者と提案内容及び町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、業務に係る契約を締結する。

9 手続き等

(1) 担当部署

新富町 あんしん長寿課

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話：0983-33-6056（直通） FAX：0983-33-4862

- (2) 新富町第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に係るプロポーザル説明書の交付

①交付期間

告示の日から令和7年7月8日（火）正午まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時まで）

②交付資料

- ア 本公告の写し
- イ 仕様書
- ウ 資料作成要領

③交付場所及び交付方法

新富町あんしん長寿課において直接交付（紙媒体）するほか、新富町役場ホームページ上において掲載する。

HPアドレス：<https://www.town.shintomi.lg.jp/item/21273.htm#itemid21273>

（３）質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

①参加表明前質疑受付

ア 受付期日

令和７年６月３０日（月）１７時まで

イ 受付方法

様式１「質問書」に質問事項を記載し、「③提出先」宛てに電子メールで提出するものとする。また、電子メールのタイトルは「参加表明前質問書（事業者名）」とし、電子メールを送信した後に担当部署まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は本公告に関するものに限り受け付けるものとする。

ウ 回答期日・方法

令和７年７月１日（火）１７時までに各事業者へ電子メールを送信する。

②提案書提出前質疑受付

ア 受付期日

令和７年７月１７日（木）正午まで

イ 受付方法

様式１「質問書」に質問事項を記載し、「③提出先」宛てに電子メールで提出するものとする。また、電子メールのタイトルは「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メールを送信した後に担当部署まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

ウ 回答期日・方法

令和７年７月１８日（金）１７時までにすべての質問を集約し、全参加事業者に電子メールを送信する。

③提出先

新富町 あんしん長寿課

電 話：０９８３－３３－６０５６（直通）

e-mail：kourei_g@town.shintomi.lg.jp

（４）参加表明書の提出期限等について

①提出場所 新富町 あんしん長寿課

②提出期間 令和７年７月２日（水）９時から令和７年７月８日（火）正午まで

③提出書類

- ア 様式2-1 参加表明書
- イ 様式2-2 会社の概要
- ウ 様式2-3 支店・営業所一覧
- エ 様式2-4 資本関係・人的関係調書
- オ 様式2-5 契約に関する委任状（本社以外の契約など必要に応じて提出）
- カ 様式2-6 契約に用いる使用印鑑届
- キ 様式2-7 誓約書
- ク 様式2-8 役員等一覧
- ケ 様式2-9 参加資格調書
- コ その他（国税の納税証明書その3の3（原本）、県税の納税証明書（原本）、法人の市区町村民税の完納証明書（原本）、法人の登記簿謄本（原本）、財務諸表（直近1か年分）

④提出方法 提出期限までに持参又は郵送すること。

ア 持参の場合

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の、9時から17時までの間とする。

イ 郵送の場合

受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお、新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

（5）資格審査の結果通知

資格審査の結果は、参加表明書を提出した全員に令和7年7月11日（金）に書面により通知するとともに、資格審査を通過した者には、提案書提出要請書を送付する。

なお、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。また、第三者からの審査結果に関する問い合わせについても一切受け付けない。

（6）提案書等の提出期限等について

①提出場所 新富町 あんしん長寿課

②提出期限 令和7年7月29日（火）正午まで

③提出書類

- ア 様式3-1 企画提案書
- イ 様式3-2 業務実績書
- ウ 様式3-3 業務実施体制表
- エ 様式3-4 担当者経歴調書
- オ 任意様式 企画提案書別紙
- カ 様式4 見積書

④提出方法 提出期限までに持参又は郵送すること。

ア 持参の場合

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の、9時から17時までの間とする。

イ 郵送の場合

受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお、

新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①実施日及び場所

令和7年8月4日（月）または8月5日（火）に新富町役場で実施する。

※時間や場所の詳細については、提案書提出要請書とともに通知する。

②出席できる者

自社の社員3名以内とする。これ以外の者で、1名のみ機器操作者の出席を認めるが、発言はできないものとする。

③プレゼンテーション及びヒアリングの方法

ア プレゼンテーションの持ち時間は、25分以内とする。参加者は提出した提案書に沿って説明を行うこと。なお、追加資料やパネルの持ち込みは禁止する。

イ プレゼンテーションの後に10分程度、質疑応答の時間を設ける。

ウ 会場には大型ディスプレイ（HDMI端子で接続）を準備するが、PC、その他の機材等は参加者で準備すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリングについては非公開とする。

オ 各種感染症が拡大したり、悪天候や災害が起こったりした場合等は、プレゼンテーション及びヒアリングの方法を変更することがある。

(8) 審査結果の通知

審査の結果は、提案書を提出した全員に令和7年8月8日（金）に通知する予定。

なお、審査結果に対する全ての問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

(9) 手続き等の日程一覧

内 容	日 時
参加表明前質疑受付	令和7年6月30日（月）17時まで
参加表明前質疑回答	令和7年7月1日（火）17時まで
参加表明書の受付開始	令和7年7月2日（水）9時から
参加表明書の提出期限	令和7年7月8日（火）正午まで
資格審査の結果通知・提案書提出要請	令和7年7月11日（金）
質問の受付（有資格者のみ）	令和7年7月17日（木）正午まで
質問の回答（有資格者のみ）	令和7年7月18日（金）17時まで
提案書の受付期限	令和7年7月29日（火）正午まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年8月4日（月）または8月5日（火）
結果通知	令和7年8月8日（金）

10 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(3) 請負代金の支払方法

請負代金は、年度ごとに支払う。

(4) プロポーザル参加に伴う費用

提案書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等のプロポーザルにかかる費用のすべては、提案書提出者の負担とする。また、提出された書類等は返却しないものとする。

(5) 提出した書類の閲覧

今回のプロポーザル方式による選定への参加者において、提出された書類を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。

契約の保証について

落札者（随意契約における契約の相手方を含む。）は、特に指示しない限り、落札決定の日から起算して7日以内に、契約書案を提出するとともに、次の①から⑤のいずれかの保証を選択して提出してください。

① 現金（契約保証金）の納付

担当者から現金払込書を受け取り、請負代金額の1割の現金を所定の金融機関に指定期日までに払い込んで、契約書案を提出する際にその領収書を提示してください。なお、事前に払い込むことができない場合は、契約書案を提出する際に直接出納員に納入することもできますが、防犯上の観点から現金払込書による納付にご協力ください。

② 有価証券等の提供

担当者から保管有価証券払込書を受け取り、新富町財務規則第128条に規定する契約保証金の担保となる有価証券等（国債・地方債、政府保証債権、銀行等の支払保証等のある小切手又は手形等）を出納員に提供してください。

③ 銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額の1割を町に支払うことを保証する旨の保証書を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他預貯金の受入れを行う組合、前払保証事業会社

注1：前払保証事業会社の場合は、前払保証を受けることが条件

注2：保証期間は、工期を含むこと。

④ 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる履行ボンド）

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券（請負代金額の1割相当の保証）を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、工期を含むこと。

⑤ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で町を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額1割相当の保険金）を締結し、その証券を契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、工期を含むこと。

※ ③から⑤までに掲げる保証の申込み方法は、各取扱機関（取引銀行、損害保険会社、前払保証事業会社等）にご相談下さい。